

# フィンランド

## 意匠法

2006年7月21日法律第685号により改正された1971年3月12日法律第221号

2006年9月1日施行

### 目次

#### 第 I 章 総則

第 1 条

第 1a 条

第 2 条

第 3 条

第 3a 条

第 4 条

第 4a 条

第 4b 条

第 5 条

第 5a 条

第 5b 条

第 5c 条

第 6 条

第 7 条 [廃止]

第 8 条

#### 第 II 章 登録出願とその処理

第 9 条

第 10 条

第 10a 条

第 11 条

第 12 条

第 13 条

第 14 条

第 15 条

第 16 条

第 17 条

第 18 条

第 18a 条

第 19 条

第 20 条

第 21 条

第 22 条

第 23 条

第 III 章 意匠登録の有効期間及び登録意匠の補正

第 24 条

第 25 条

第 25a 条

第 IV 章 譲渡，ライセンス，強制ライセンス

第 26 条

第 27 条

第 28 条

第 29 条

第 30 条

第 V 章 意匠権の終了

第 31 条

第 31a 条

第 31b 条

第 31c 条

第 32 条

第 33 条

第 Va 章 共同体意匠

第 33a 条

第 33b 条

第 VI 章 情報提供の義務

第 34 条

第 VII 章 責務及び補償金支払の義務

第 35 条

第 35a 条

第 36 条

第 36a 条

第 37 条

第 38 条

第 39 条

第 40 条

第 VIII 章 訴訟に関する規則

第 41 条

第 42 条

第 43 条

第 44 条

第 IX 章 特別規定

第 45 条

第 46 条

第 46a 条

第 47 条

第 48 条

第 49 条

登録意匠法を改正する法律(法律 596/12. 7. 2002)の施行に関する規定

登録意匠法を改正する法律(法律 1215/20. 12. 2002)の施行に関する規定

登録意匠法を改正する法律(法律 685/21. 07. 2006)の施行に関する規定

## 第 I 章 総則

### 第 1 条

意匠を創作した者又はその権原承継人は、本法に従って、登録により当該意匠に対する排他権(意匠権)を取得することができる。

### 第 1a 条

本条において、

- (1) 「意匠」とは、製品の全部又は一部の外観であつて、当該製品自体又はその装飾の特徴、特に線、輪郭、色彩、形状、織り方又は素材の特徴に由来するものをいう。
  - (2) 「製品」とは、工業品又は手芸品であつて、複合製品に組み立てることを意図した部品、並びに包装、外装、図形的表象及び印刷書体を含むものをいう。
  - (3) 「複合製品」とは、取り替えることができる複数部品から成る製品であつて、分解及び再組立が可能なものをいう。
- コンピュータ・プログラムは、第 1 段落(2)の意味での製品とはみなさない。

### 第 2 条

意匠は、それが新規であり、かつ、固有の特徴を有する場合は、意匠権により保護されるものとする。

意匠は、登録出願日前又は優先権が主張される場合は優先日前に同一意匠が公衆に利用可能とされていなかったときは、新規とみなされる。意匠は、それらの特徴が重要でない詳細においてのみ異なる場合は、同一であるとみなされる。

意匠は、事情に通じた使用者に対して与えるその全般的印象が、登録出願日前又は優先権が主張される場合は優先日前に利用に供されていた意匠により当該使用者に与えられた全般的印象と異なる場合は、固有の特徴を有するものとみなされる。固有の特徴を評価するに当たり、当該意匠の開発における創作者の自由の程度について考慮しなければならない。

複合製品の部品を構成する製品の意匠は、次の場合に限り、新規であり、かつ、固有の特徴を有するものとみなされる。

- (1) 当該部品が当該製品の通常の使用中に目に見える状態にあり、かつ
- (2) 当該部品の目に見える特徴がそれ自体で新規性及び固有の特徴についての要件を満たす場合

第 4 段落(1)の意味での「通常の使用」とは、保守、点検又は修理作業を含まない。

### 第 3 条

意匠は、次の何れかの場合は、公衆に利用可能とされたものとみなされる。

- (1) 登録手続又はその他において公告された場合
- (2) 展示され若しくは取引上使用されたか又はその他周知となっている場合

ただし、第 1 段落にいう事項が登録出願日前又は優先権が主張される場合は優先日前に、通常の取引において、欧州連合内で活動する関係分野に専門化した業界に合理的にみて知られるに至らなかったような場合は、意匠は、公衆に利用可能とされていないものとする。

ただし、意匠は、それが秘密保持の条件に基づいて第三者に対して開示されたことを唯一の

理由としては、公衆に利用可能とされたものとみなされない。

### 第 3a 条

保護を求める意匠が登録出願日前、又は優先権が主張される場合は、優先日前の 12 月の期間中に次のように公衆に利用可能とされていた場合は、意匠は、第 2 条にいう方法により公衆に利用可能とされていたものとはみなされない。

(1) 創作者により提供された情報又はなされた行動の結果として、当該創作者又は第三者による場合、又は

(2) 創作者との関係での濫用の結果としての場合

意匠創作者に関する第 1 段落の規定はまた、その権原承継人にも適用される。

### 第 4 条

意匠は、次の場合は、登録されないものとする。

(1) 意匠が公序良俗に反する場合、又は

(2) 意匠が、出願日後又は優先権が主張される場合は優先日後に公衆に利用可能とされた先の意匠であって、前記日付より前の日付からフィンランドに関して登録された意匠により又は当該権利の出願により保護されているものと同一である場合

### 第 4a 条

意匠は、正当な許可なくそれが次のものを含む場合は、登録されないものとする。

(1) 国、地方自治体若しくは国際政府間組織の紋章、旗章その他の記章、名称若しくは略称、又は前記の記章、標識、名称若しくは略称と混同を生じる虞がある表象、名称若しくは略称

(2) 意匠の使用を意図している物品と同一又は類似の物品に関する検査又は保証についての公式標章又は印章

(3) 他人の商号又はフィンランドにおいて他人にとって確立した取引表象若しくは商標又は他人の姓、筆名若しくは類似の名称若しくは肖像と理解される虞がある表示。ただし、死亡後長期間が経過した人を明らかに示す名称又は肖像を除く。

(4) 他人の保護された文学作品又は芸術作品の表題が顕著性を有する場合に、当該表題と解釈される虞がある表示、及び当該作品に対する他人の著作権又はその者の写真映像権を侵害する表示

(5) フィンランドにおいて他人名義で登録されている意匠又は実用新案と実質的に異なる表示

### 第 4b 条

意匠権は、製品の外観についての特徴である次の何れかのものにおいては、存在しないものとする。

(1) 専らその技術的機能により決められるもの

(2) 当該意匠を組み込んだ製品が別の製品と機械的に接続され、又は別の製品の中に、周りに若しくはそれに対して配置されることを可能にして何れの製品もその機能を果たすことができるようにするためには、正確な形状及び寸法で複製されなければならないもの

第 1 段落(2)の規定に拘らず、モジュラーシステム内で互換可能な製品の多重組立又は接続

を可能にする目的に適う意匠には、意匠権が存在する。

## 第5条

意匠により付与される保護の範囲は、事情に通じた使用者に異なる全般的印象を与えない意匠を含む。保護の範囲を評価するに当たり、意匠の開発における創作者の自由の程度について考慮する。

## 第5a条

後記の例外に従うことを条件として、意匠権は、意匠所有者以外の何人も意匠所有者の同意なしに当該意匠を使用する権利を有さないことを意味する。使用とは、とりわけ、意匠が適用され又は意匠が組み込まれた製品の製造、販売の申出、市販、輸入、輸出、又はそれらの目的での貯蔵を指す。

## 第5b条

意匠権により付与される権利は、次のものには及ばない。

- (1) 非商業目的での意匠の私的使用
- (2) 実験目的での意匠の使用
- (3) 引用目的若しくは教授目的での複製行為。ただし、当該行為が公正取引の慣行に適合するものであり、かつ、当該意匠の通常の実施を不当に害さないこと及びその出所を明示することを条件とする。

意匠権により付与される権利は、外国において登録された船舶、航空機及びその他の輸送手段が一時的にフィンランドに入った時のそれら船舶、航空機及びその他の輸送手段における装備、当該船舶、航空機及びその他の輸送手段の修理目的での予備部品及び付属品の輸入にも、また当該船舶、航空機及びその他の輸送手段における修理の実施にも及ばない。

## 第5c条

意匠権は、製品が意匠所有者により又はその者の同意を得て欧州経済地域内において市販された場合は、意匠権により保護された当該製品の使用を否認する権利をその所有者に与えるものではない。

## 第6条

意匠の登録出願日現在フィンランドにおいて当該意匠を業として使用している者は、他人の意匠権の存在に拘らず、その一般的性質を保持しつつ、そのような使用を継続することができる。ただし、当該使用が登録出願人又はその前権利者に対する明白な濫用を引き起こさなかったことを条件とする。類似の事情の下で、フィンランドにおいて業として意匠を使用するために実質的な措置を講じた者も、前記と同様の使用する権利を有する。

第1段落に定める権利は、当該権利が発生した事業又は当該意匠を使用する予定であった事業と共にする場合に限り、これを他人に移転させることができる。

## 第7条 [廃止]

## 第8条

フィンランドにおける出願は、第2条及び第6条の適用上、外国における出願と同時にされたものとみなす。ただし、当該意匠が工業所有権の保護に関するパリ条約(フィンランド条約集 43/1975)又は世界貿易機関を設立する協定(フィンランド条約集 5/1995)の締約国においてされた意匠登録を求め、又は実用新案としての保護を求める出願の対象である場合に限る。

フィンランドにおける登録は、第1段落にいう締約国における登録出願の出願日から6月の期間内に出願しなければならない。

第1段落及び第2段落の規定は、他の国においてされた出願であって、特許庁が締約国における出願と同等にみなす特別の理由を認めるものについても適用される。

第1段落の規定に従って優先権を享受するためには、出願人は、フィンランドにおける出願において、関係出願国及び出願日を記載して優先権を請求しなければならない。出願人は、関係出願番号も、分かり次第速やかに記載しなければならない。

## 第 II 章 登録出願とその処理

### 第 9 条

特許庁とは、国家特許登録庁である。

### 第 10 条

意匠登録出願は、書面で特許庁に対してするものとする。

出願には、意匠創作者を記載しなければならない。出願人が創作者でない場合は、出願人は、当該意匠についての権利の証拠を提出しなければならない。更に、出願には、当該出願が関係する 1 又は複数の製品を明記しなければならない。

出願書類には、意匠の表示を添付しなければならない。出願人が第 18 条の規定に従う出願公告の前に見本も寄託する場合は、その見本は、当該意匠を開示するものとみなされる。

### 第 10a 条

意匠登録出願は、出願人が当該意匠の表示又はその見本を特許庁に寄託し、かつ、出願手数料を納付するまでは、されたものとはみなされない。

出願に関する追加手数料の納付に関する規定は、更に政令により定められるものとする。

### 第 11 条

出願には、意匠に関する国際分類を定めるロカルノ協定(フィンランド条約集 22/1972)により決定された分類に従って登録出願に記載された製品が同一分類に該当する場合は、複数の意匠を含めることができる。

### 第 12 条

フィンランドに居住していない出願人は、出願に関するすべての事項についてその者を代理する権限を付与された、フィンランドに在住の代理人を有さなければならない。

### 第 13 条

出願は、意匠の全般的印象の本質的な特徴を保持しない方法により補正してはならない。

### 第 14 条

意匠登録出願を審査するとき、特許庁は、政府により定められた範囲内において、登録条件が満たされているか否かを確認する。出願人が出願に関する所定の要件を満たしていない場合又は当該出願の受理にその他の異論が存在していると特許庁が認める場合は、出願人は、特許庁指令により、所定期間内に当該異論について応答するか又は補正をするよう求められる。

出願人が特許庁の要求に応じて所定期間内に意見書を提出し又は欠陥を修正する措置を講じることを怠った場合は、当該出願は却下される。この旨の警告は、特許庁の当該指令に含めなければならない。

ただし、所定期間の満了後 2 月以内に出願人がそれを請求し、特許庁指令に応答するか又は欠陥を修正する措置を講じ、かつ、同期限内に所定の回復手数料を納付する場合は、却下さ

れた出願は、回復される。このような回復は、1回に限り認められる。

#### **第15条**

特許庁指令に対する出願人の応答後になお受理に対して何らかの異論が残っており、かつ、当該出願人がその異論に応答する機会を有していた場合は、当該出願は、特許庁が出願人に対して更なる指令を与える理由が存在しない限り、拒絶される。

#### **第16条**

何人かが意匠に関して出願人よりも有利な権利を有する旨を特許庁に対して主張し、かつ、当該事項が明確でないと認められる場合は、特許庁は、その者に対して一定期間内に訴訟を提起するよう指示することができる。訴訟が提起されない場合は、当該主張は無視され、出願についての審査手続が進められる。

意匠に関する有利な権利に関する紛争が裁判所に係属している場合は、登録出願は、当該事件の終局判決まで手続を停止することができる。

#### **第17条**

何人かが意匠に関して出願人よりも有利な権利を有する旨を特許庁に対して証明した場合において、特許庁は、その者が請求するときは、当該出願をその者に対して移転させる。移転を受けた者は、新たに出願手数料を納付しなければならない。

移転が請求された場合は、当該移転請求が最終的に決定されるまで、当該出願については、補正、却下、拒絶又は受理をしてはならない。

#### **第18条**

出願書類が所定の様式で作成されており、かつ、登録に対する異論が認められない場合は、特許庁は、異議を申し立てる機会を公衆に与えるために、当該出願を公告する。

ただし、出願人の請求がある場合は、特許庁は、出願日又は第8条に基づき優先権が主張された日から起算して最大6月間、出願の公告を繰り延べることができる。公告繰延の請求は、申請様式で行うものとする。

第3段落は、廃止する。

#### **第18a条**

異議申立は、出願の公告日から2月以内に、書面で特許庁に対してするものとする。

登録出願が、第1条に基づいてその権利を有していない者によりされた場合は、自らを当該意匠について権利を有すると考える者が、異議を申し立てることができる。

意匠が正当な許可なしに第4a条(1)及び(2)にいう表象又は標章を含む場合は、自己の権利をその登録により侵害される者が、異議を申し立てることができる。

意匠が第4条(1)若しくは(2)又は第4a条(3)から(5)までに抵触する場合は、抵触する権利の出願人又は所有者は、異議を申し立てることができる。

第2段落から第4段落までに規定される以外の事件においては、何人も異議を申し立てることができる。

## 第 19 条

第 18 条に基づく出願人の公告繰延請求に従って出願書類が秘密扱いされるべきである場合を除き、出願書類は、公衆に利用可能とされる。

公告繰延の請求がされた場合は、出願書類は、出願日又は第 8 条に基づき優先権が主張された日から起算して 6 月以内に設定される繰延期間の満了時に公衆に利用可能とされる。当該所定期間中に特許庁が出願を却下若しくは拒絶するべき旨の決定を下した場合は、出願人が審査申請の回復を請求し又は審判請求をしない限り、出願書類は、公衆に利用可能とされない。

## 第 20 条

第 18a 条第 1 段落に定める異議申立期間の満了後、出願審査は更に進められる。第 14 条から第 17 条までは、当該後続審査についても適用される。

異議申立の場合は、出願人は、その旨の通知を受けるものとする。異議申立が明らかに不当なものでない場合は、出願人はまた、異議申立に応答する機会も与えられる。

## 第 21 条

意匠登録の出願人は、自己にとって不利な特許庁の最終決定に対して審判請求をすることができる。正当に異議を申し立てた者は、出願を受理する決定に対して審判請求をすることができる。ただし、異議申立人が審判請求を取り下げた場合においても、当該事件は、そうすることに特別の理由がある場合は、これを審理することができる。

出願人は、第 14 条第 3 段落に規定する出願の回復請求の拒絶及び第 17 条に規定する移転請求の受理に対して審判請求をすることができる。移転を請求する者は、自己の請求の拒絶に対して審判請求をすることができる。

## 第 22 条

本法に基づく特許庁の決定に対する審判請求は、国家特許登録庁審判部に対して提起しなければならない。審判部による事件の審判手続及び聴聞については、特別の規則が適用される。

## 第 23 条

意匠登録出願が特許庁の法的拘束力を有する決定によって受理された場合は、当該意匠は、意匠登録簿に記入され、かつ、当該登録は、公告される。

第 18 条に規定する方法により公告された出願を却下又は拒絶するべき旨の決定は、当該決定が法的拘束力を有した後に、公告される。

### 第 III 章 意匠登録の有効期間及び登録意匠の補正

#### 第 24 条

意匠登録は、登録出願がされた日から起算して 5 年間効力を有する。登録は、請求に基づいて、各 5 年間の有効期間で更に 4 期間更新することができ、それら各期間は、前期間の満了から起算される。

ただし、当該意匠が複合製品の部品であり、かつ、当該複合製品の元の外観を回復するために使用される場合は、保護の最長期間は 15 年間とする。

#### 第 25 条

登録は、現行登録期間の満了前 1 年以内かつ満了後 6 月以内に更新することができる。出願人が登録簿記入事項に対する補正をすることを希望する場合は、特許庁に対して書面で申請しなければならない。その申請がなく、更新手数料が納付された場合は、登録は更新されたものとみなされる。

登録の更新は、公告される。

#### 第 25a 条

登録意匠は、当該意匠が第 1 条、第 1a 条、第 2 条、第 3 条、第 3a 条、第 4 条、第 4a 条又は第 4b 条の規定に反して登録されたものである場合は、所有者の書面による請求により補正することができる。ただし、補正された形態において、当該意匠は本法において定める登録要件を満たさなければならず、かつ、当該意匠の全般的印象に係る本質的な特徴は変更してはならない。当該申請については、意匠の補正手数料の納付を要する。

登録に対する如何なる補正も公告される。

## 第 IV 章 譲渡，ライセンス，強制ライセンス

### 第 26 条

意匠権は，移転させることができる。

意匠の登録所有者が業として当該意匠を実施する権利(ライセンス)を他人に対して与えた場合は，実施権者は，その旨の合意がなければ，その権利を譲渡することができない。

ただし，事業に伴うライセンスは，事業が譲渡されるときは，これに反する合意がない限り，譲渡することができる。この場合は，譲渡人は，ライセンス契約の履行を引き続き保証する責任を負う。

### 第 27 条

意匠権又はライセンスの移転の場合は，その旨の記載が，請求及び所定の手数料の納付により意匠登録簿に記入される。これは，意匠権に設定された譲渡抵当権についても同様とする。登録簿に記入されたライセンス又は譲渡抵当権が効力を失ったことが証明された場合は，当該記入は抹消される。

第 1 段落は，強制ライセンス及び第 32 条第 2 段落にいう権利について準用される。

複数登録の場合は，意匠権の移転は，当該意匠の全体についてのみ登録記入することができる。

意匠権に関する訴訟その他の事件の場合は，意匠登録簿に当該意匠の登録所有者として最新に名称が記入されている者がその意匠権の登録所有者であるものとみなされる。

意匠権又は意匠権に関するライセンス若しくは譲渡抵当権の譲渡について意匠登録簿への記入を請求する者は，当該請求の時点において善意で行為していたことを条件として，それ以前に当該意匠権又はそれに関する権利の譲渡がありながら登録記入請求の対象となっていなかったことによって不利に影響されることはないものとする。

### 第 28 条

意匠を開示する書類が公衆に利用可能とされた時点において登録出願の対象になっている意匠をフィンランドにおいて業として使用していた者は，当該意匠が登録された場合は，当該意匠を使用する強制ライセンスを取得することができる。ただし，強制ライセンスを付与する特段の理由が存在すること，及び当該意匠使用者が当該出願を知らず，かつ，合理的にそれを知得できなかったであろうことを条件とする。同様の事情で，フィンランドにおいて業として当該意匠を使用する実質的な措置を講じた者は，当該強制ライセンスを受ける権利を有する。強制ライセンスはまた，意匠が登録される前の期間についても係わらせることができる。

### 第 29 条

強制ライセンスは，容認できる方法で，かつ，ライセンス条件に従って当該意匠を使用することができないと認められる者には，付与することができない。

強制ライセンスは，意匠の登録所有者が自ら当該意匠を使用し又は第三者に対してライセンスを付与することを妨げるものではない。強制ライセンスの移転は，意匠が使用されているか又は使用される予定の事業と共にする場合に限り，これを行うことができる。

### 第 30 条

強制ライセンスは裁判所により付与されるものとし、裁判所はまた、意匠実施の範囲及び当該ライセンス付与の対価その他の条件も定めるものとする。実質的な事情変更により要求される場合において、利害関係人による請求があるときは、裁判所は、ライセンス付与を取り消すか又は新たな条件を定めることができる。

## 第V章 意匠権の終了

### 第31条

意匠が第1条、第1a条、第2条、第3条、第3a条、第4条、第4a条又は第4b条に反して登録され、かつ、登録の支障が存続している場合において、裁判所は、登録取消訴訟が提起されたときは、当該登録の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、登録は、自己名義で登録された者が当該意匠権の部分的所有者に過ぎないとの理由により取り消されることはない。

第1条に定義される正当な意匠所有者でない者に登録が付与されている場合は、登録取消訴訟は、当該意匠の権利者であると主張する者がこれを提起することができる。

第4a条(1)又は(2)の規定に反して登録が付与されている場合は、登録取消訴訟は、自己の権利を当該登録により侵害されている者がこれを提起することができる。

第4条(2)又は第4a条(3)から(5)までの規定に反して登録が付与されている場合は、登録取消訴訟は、抵触する権利の出願人又は所有者がこれを提起することができる。

登録取消訴訟はまた、当該訴訟が第4条(1)又は第4a条(1)若しくは(2)の規定に基づく場合は、公訴官もこれを提起することができる。

第2段落から第5段落までに定めた以外の場合は、訴訟は、登録の結果損害を被る者がこれを提起することができる。

### 第31a条

訴訟は、原告が登録の事実及び当該訴訟の根拠であるその他の事情を知った後1年以内に提起しなければならない。

意匠権の登録所有者が当該意匠の登録時又は当該意匠権の移転を受けた時に善意で行為していた場合は、登録後3年以内に限って訴訟を提起することができる。

### 第31b条

意匠登録の部分的取消については、その取消後の意匠が本法に定める登録要件をなお満たしており、かつ、当該意匠の全般的印象に係る本質的な特徴が不変の場合に限り、これを行うことができる。

意匠の部分的取消に関する如何なる事項においても、裁判所は、特許庁から陳述書を入手しなければならない。

### 第31c条

意匠登録は、それが失効し又は放棄された後であっても、無効と宣言することができる。

### 第32条

意匠が第1条に定義する正当な所有者でない者の名義で登録されている場合は、裁判所は、正当な所有者が訴訟を提起した時に、当該正当な所有者に登録を移転させるものとする。当該訴訟は、第31a条に定める期間内に提起しなければならない。

意匠登録を拒絶された者がフィンランドにおいて業として当該意匠について善意で使用を開始し、又はその目的で実質的な措置を講じていた場合は、その者は、合理的な対価の支払

及びその他の合理的な条件の遵守により、その一般的性質を保持しつつ、そのような使用を継続し又は予定された使用を開始することができる。同様の事情の下で、意匠登録簿に記入されたライセンスの所有者もまた同一の権利を有する。

第2段落に定義する権利は、当該意匠が使用され又は使用が予定されていた事業と共にする場合に限り、これを移転させることができる。

### **第33条**

意匠の登録所有者が陳述書により自己の意匠権を放棄する旨を宣言した場合は、特許庁は、当該意匠を意匠登録簿から抹消する。

意匠権が差押の対象となり、若しくは意匠権に関する譲渡抵当権が意匠登録簿に登録された場合、又は登録の移転に関する紛争が裁判所に係属している場合は、当該差押若しくは譲渡抵当権が存続し又は当該紛争が最終的に解決されない間は、登録所有者の請求により当該意匠を登録簿から抹消することができない。

## 第 Va 章 共同体意匠

### 第 33a 条

「共同体意匠」とは、共同体意匠に関する理事会規則(EC)第 6/2002 号に従う未登録意匠、及び欧州共同体の域内市場において機能する欧州共同体商標意匠庁(Office for Harmonization in the Internal Market (trade marks and designs))により登録された意匠をいう。

### 第 33b 条

共同体意匠の登録出願は、国家特許登録庁に対してすることができ、同庁は、共同体意匠に関する理事会規則の規定に従い、それを欧州共同体商標意匠庁に送付する。  
送付手数料は、共同体意匠の出願時に、国家特許登録庁に納付しなければならない。

## 第 VI 章 情報提供の義務

### 第 34 条

意匠登録出願をした者が、出願書類が公衆に利用可能とされる前に、他人に対する主張をするときに自己の出願を援用する場合は、その者は、請求があるときは、当該他人に対して出願書類の閲覧を許可しなければならない。

他人に対する直接の表明により、宣伝広告において、物品上若しくは物品の包装上への銘記若しくはラベル貼付により、又はその他により、意匠登録出願済か又は意匠登録済である旨を表示しながら、同時に出願番号又は登録番号についての情報を提示していない者は、請求があるときは、当該情報を遅滞なく与えなければならない。意匠登録出願済か又は意匠登録済である旨を明確には示していないが、状況からそのように解釈される場合において、関係人は、請求があるときは、意匠登録出願済か又は意匠登録済か否かを遅滞なく通知しなければならない。

## 第 VII 章 責務及び補償金支払の義務

### 第 35 条

意匠権を侵害する者に対して、裁判所は、当該侵害行為の継続又は反復を制限することができる。

故意の意匠権侵害の場合は、当該行為が刑法第 49 条第 2 条に基づく工業所有権に対する犯罪として罰せられる場合を除き、侵害者は、当該意匠権侵害について罰金を科されるものとする。

意匠権侵害に対する訴追については、被害者が当該違反に基づく訴訟を提起する場合に限り、公訴官がこれを行うことができる。

### 第 35a 条

第 35 条第 1 段落にいう訴訟の審理に当たり、裁判所は、意匠権所有者の請求があるときは、送信機、サーバー若しくはその他の類似の装置の管理者又は送信機としての役割を果たす他のサービス・プロバイダーに対し、違反した場合は罰金を課するとの条件で、登録意匠を侵害するとされている実施行為の継続を禁止すること(差止命令)ができる。ただし、この禁止が、侵害したとされる者の権利に鑑みて、又は仲介者及び意匠権所有者の権利に鑑みて、均衡を失すると認められる場合はこの限りでない。

第 35 条にいう裁判所は、同条第 1 段落にいう訴訟を提起する前に、意匠権所有者の請求があるときは、差止命令を発出することができる。ただし、第 1 段落に定めるそのための前提条件が存在し、かつ、そうしないときは意匠権所有者の権利の実現が著しく損なわれることが明白な場合に限る。裁判所は、差止命令を求めている当事者及び意匠権を侵害したと主張されている当事者の双方に対して、聴聞を受ける機会を与えなければならない。差止命令の対象とされている当事者に対する通信は、郵便又はファクシミリ若しくは電子メールであることができる。その他の点については、訴訟手続法の規定が事件の処理に適用される。

裁判所は、請求がある場合において、事件の緊急性から必要なときは、侵害したとされる者を聴聞することなく、第 2 段落にいう差止命令を仮差止命令として発出することができる。当該差止命令は、別段の命令があるまでは効力を有する。当該差止命令が発出された後は、侵害したとされる者は、遅滞なく、聴聞を受ける機会を与えられなければならない。侵害したとされる者が聴聞を受けた際は、裁判所は、遅滞なく、当該命令の効力を維持するか又は当該命令を撤回するかの何れかを決定しなければならない。

本条に基づいて発出された差止命令は、通信を授受する第三者の権利を損なうものであってはならない。訴訟手続法第 7 章第 7 条の規定に従うことを条件として、差止命令は、原告が強制執行法(法律 37/1895)第 7 章第 16 条にいう担保を執行官に差し出した時に、効力を生じる。本条第 2 段落又は第 3 段落に基づいて発出された差止命令は、第 35 条第 1 段落にいう訴訟が当該命令の発出から 1 月以内に提起されなかった場合は失効する。

差止命令を請求した当事者は、第 35 条第 1 段落にいう訴訟が却下され若しくは認容できないと判断された場合、又は原告が自己の訴訟を放棄し若しくは裁判所に出頭しなかったために事件の処理が事件目録から外された場合は、差止命令の実施により生じた損害及び事件に起因するその他の費用について、差止命令発出の対象となっている当事者及び侵害したとされる者に対して補償しなければならない。差止命令が第 3 段落に基づいて撤回されたか又は

第4段落に基づいて失効した場合についても、同様とする。損害及び費用に係る補償を求めて訴訟が提起された場合は、訴訟手続法第7章第12条の規定が適用される。

### 第36条

故意又は過失により意匠権を侵害した者は、意匠の使用に対する合理的な補償金、及び当該侵害により生じた更なる損害に対する補償金を支払わなければならない。過失が軽微であった場合は、補償金の額を減じることができる。

故意又は過失なしに意匠権を侵害した者は、合理的と認められる限りにおいて、当該意匠の使用に対する補償金を支払わなければならない。

意匠権侵害を理由とする補償請求訴訟は、当該損害が生じた時から5年以内に提起しなければならず、これを怠った場合は、補償金請求権は喪失する。

### 第36a条

意匠権の侵害に関する紛争において、裁判所は、原告の請求に基づき、被告が意匠権を侵害したと判断する終局判決に関する情報を適切な手段で公表するために原告が負った費用を原告に補償しなければならない旨を被告に命じることができる。そのような命令は、当該情報の流布が何れかの法律により制限されている場合は、これを発出してはならない。裁判所は、当該命令の発出及び内容を検討するに当たり、当該問題の公表の一般的な意義、侵害の種類及び範囲、公表手続に伴う費用並びにその他の関連事項に注意を払わなければならない。裁判所は、被告が支払うべき合理的な公表費用の最高限度額を定める。終局判決が下された日から起算する裁判所が定めた期間内に判決に関する情報が公表されなかった場合は、原告は、補償を受けることができない。

### 第37条

自己の意匠権を侵害された者による請求を受けた場合は、裁判所は、侵害の継続を合理的に防止するために、他人の意匠権に抵触してフィンランド国内で製造され若しくはフィンランド国内へ輸入された物品、又は使用すれば意匠権を侵害することになるような物品について、一定の方法により改造するべき旨、当該意匠権の残存保護期間中安全に保管するべき旨、廃棄するべき旨、又は違法に製造若しくは輸入された物品の場合は自己の権利が侵害された者に対して対価と引換えに引き渡すべき旨を命じることができる。本規定は、関係物品又は関係物品についての特別の権利を善意で取得し、かつ、自らは意匠権を侵害しなかった者については、適用されないものとする。

第1段落に定義する物品は、刑法第49章第2条又は本法第35条に基づく罪が犯されたと認められる場合は、没収することができる。この場合は、強制的犯罪調査手段法(法律450/1987)の規定が適用される。

第1段落の規定に拘らず、裁判所は、特別の理由が存在し、かつ、請求された場合は、第1段落に規定する物品の所有者に対して、当該意匠権の残存保護期間中又はその一部期間中、合理的な対価の支払の代償として及びその他の合理的な条件に基づいて、当該物品の処分権を付与する命令を発出することができる。

### 第 38 条

意匠登録出願書類が公衆に利用可能とされた後に当該出願の対象である意匠を何人かが第 5a 条の規定に反して使用した場合は、当該意匠の登録が認められる限りにおいて、意匠権侵害に関する本法の規定が準用される。ただし、この場合は、罰則を課することができない。出願が第 18 条に従って公告される前の意匠使用によって生じた損害に対する補償金額は、第 36 条第 2 段落に従って決定される。

第 36 条第 3 段落の規定は、意匠登録後 1 年以内に補償請求訴訟が提起された場合は、適用されない。

### 第 39 条

意匠登録が法的拘束力を有する判決の結果取り消された場合は、刑法第 49 章第 2 条及び本法第 35 条から第 38 条までに規定する罰則、補償金その他の保護手段は、これを命じてはならない。

意匠権侵害訴訟における被告が意匠登録の無効を主張する場合は、裁判所は、被告の請求があるときは、意匠登録取消の問題に関する最終審査が出されるまで、当該事件の審理を延期する。意匠登録の無効訴訟が未だ提起されていない場合は、裁判所は、前記延期の決定時に、意匠登録の無効訴訟を提起するための一定期間を定める。

### 第 40 条

故意により又は軽微でない過失により第 34 条に基づく義務を履行しない者は、罰金を科される。

第 34 条にいう何れかの場合に不実の情報を与える者は、当該行為に関して刑法に罰則の規定がないときは、罰金を科せられる。

本条にいう犯罪により有罪とされる者は、生じた損害について補償しなければならない。ただし、過失が軽微である場合は、損害補償金の額を減じることができる。

本条に定義する犯罪に基づく訴訟は、被害者が当該違反に基づく告訴をした場合に限り、公訴官がこれをなすことができる。

## 第 VIII 章 訴訟に関する規則

### 第 41 条

意匠の登録所有者又はライセンス若しくは強制ライセンスにより意匠を使用することができる者は、他人との関係について自己に不利益となる何らかの不確実性が存在する場合は、自己が登録により当該他人に対して保護されるか否かの確認判決を求める訴訟を提起することができる。

同じ状況の下で、事業活動を営んでいる者又は事業活動を営む意図を有する者は、当該登録意匠所有者に対して特定の登録が自己の事業活動に対する支障となるか否かの確認判決を求める訴訟を提起することができる。

第 1 段落にいう場合において、意匠登録の無効が主張されるときは、第 39 条第 2 段落の規定が準用される。

### 第 42 条

意匠登録の取消、登録の移転、又は強制ライセンス付与を求める訴訟を提起しようとする者は、特許庁にその旨を通知し、かつ、意匠登録簿に従って当該意匠を実施するライセンス又は当該意匠に対する譲渡抵当権を有するすべての者にその旨を通知しなければならない。意匠権侵害訴訟の提起又は第 41 条第 1 段落にいう判決を求める訴訟の提起を希望する実施権者は、その旨を意匠の登録所有者に通知しなければならない。

第 1 段落に従う通知義務は、通知が意匠登録簿に記録された宛先に書留郵便で送付されたときに履行されたものとみなされる。

訴訟が提起されたときに、第 1 段落に従って通知がされ又は情報が与えられたことが証明されない場合は、裁判所は、原告に対して、このことを履行するための期間を与えるものとする。原告が当該期間を利用しない場合は、原告の審理は取り上げられない。

### 第 43 条

ヘルシンキ地方裁判所は、ある意匠の有利な権利に関する訴訟、登録の取消を求める訴訟、出願若しくは登録の移転を求める訴訟、意匠侵害訴訟、強制ライセンス若しくは第 32 条第 2 段落にいう権利を求める訴訟、第 40 条に基づく刑事訴訟及び損害補償請求訴訟、並びに第 41 条の規定に従う確認判決を求める訴訟について裁判管轄権を有する。

ヘルシンキ地方裁判所は、共同体意匠に関する理事会規則に規定する共同体意匠に関する事項について裁判管轄権を有する裁判所としての職務を果たすものとする。

### 第 44 条

刑法第 49 章第 2 条又は本法第 16 条、第 30 条、第 31 条、第 32 条、第 35 条、第 36 条、第 37 条、第 38 条若しくは第 41 条にいう事件についての終局判決書の謄本は、特許庁に送付されるものとする。

## 第 IX 章 特別規定

### 第 45 条

フィンランド国内に居住していない意匠の登録所有者は、意匠権に関する事件及び事項において自己に代わって令状、召喚状及びその他の書類の送達を受ける権限を有するフィンランド在住の代理人を有さなければならない。ただし、刑事訴訟に関する召喚状及び罰則付召喚令状の送達については、この限りでない。当該代理人については、意匠登録簿に関する責任者にこれが通知され、かつ、意匠登録簿にこれが記載される。

第 2 段落は、削除する。

### 第 46 条

政府は、相互主義が存在することを条件として、第 12 条又は第 45 条に規定する規則は、外国に居住するか又はこれらの条にいう権限を有しフィンランド意匠登録簿に記入されている代理人を当該外国において有する意匠登録の出願人若しくは意匠の登録所有者に関しては、これを適用しない旨を定めることができる。

### 第 46a 条

特許庁が出願人、異議申立人又は意匠権所有者に対してその者が特許庁に対して届け出ている宛先にその決定を通知できなかった場合は、当該決定は、特許庁が刊行する意匠公報にそれを公告することにより、通知することができる。

### 第 47 条

意匠登録出願又は意匠登録の更新若しくは補正の申請、又は共同体意匠の登録出願に関しては、登録出願人又は申請人は、出願手数料、更新手数料、意匠の補正手数料、共同体意匠の出願書類送付手数料、及び該当する場合は次の追加手数料を納付しなければならない。すなわち、意匠登録の対象となる物品が複数の分類に関わる場合は、2 つ目以降の各分類についての分類手数料；複数登録の場合は、2 つ目以降の各意匠についての複数登録手数料；見本保管に関する保管手数料；複数の表示が提出される場合は、2 つ目以降の各表示についての公告手数料；意匠登録簿へのその他の記入についての別立て手数料。現行登録期間満了後の手数料納付の場合は、割増更新手数料の納付を要する。

政府は、本法に基づいて納付を要する手数料を決定する。

### 第 48 条

本法を施行する詳細規則は、政令により公告する。

### 第 49 条

本法は、1971 年 4 月 1 日から施行する。

### 登録意匠法を改正する法律(法律 596/12. 7. 2002)の施行に関する規定

本法は、2002年8月1日から施行する。

本法はまた、その施行前に登録された意匠及び本法の施行前にされた出願を基礎として登録予定の意匠についても適用される。ただし、本法の施行時に適用された規定は、本法施行前にされた登録出願を基礎とする登録意匠の取消についても適用される。

本法の施行前にされた登録出願は、本法の施行時に適用されていた規定に従って処理され、かつ、決定される。

本法の施行時に何人かが本法施行時に適用されていた規定では意匠権の所有者の同意を必要としなかった方法によりフィンランドにおいて意匠を使用していた場合において、当該同意が本法に基づいて必要とされるときであっても、その者は、当該意匠の使用を継続することができる。この権利は、当該意匠を使用する実質的な措置を講じた者も、これを享受する。

登録意匠法を改正する法律(法律 1215/20. 12. 2002)の施行に関する規定  
本法は、2003年1月1日から施行する。

### 登録意匠法を改正する法律(法律 685/21.07.2006)の施行に関する規定

本法第 35a 条はまた、本法施行前に係属していた紛争についても適用される。

本法の施行前に係属していた紛争については、第 36a 条の規定ではなく、本法の施行時に適用されていた規定が適用される。

本法は、2006 年 9 月 1 日から施行する。